

介護老人保健施設瑞穂の里 訪問リハビリテーション

[料金表－基本料金]

令和3年4月1日以降

(介護予防) 訪問リハビリテーション費	307 単位/回	1 回あたり 20 分 40 分の場合は×2 になります
リハビリテーションマネジメント加算(A)イ	180 単位/月	実施計画書の説明(リハ)・同意、 医師への報告 リハ会議の実施(共有・記録)
リハビリテーションマネジメント加算(A)ロ	213 単位/月	リハマネ(A)イの要件に加えて厚生労働 省へのデータの提出と情報の活用
リハビリテーションマネジメント加算(B)イ	450 単位/月	医師による実施計画書の説明・同意 リハ会議の実施(共有・記録)
リハビリテーションマネジメント加算(B)ロ	483 単位/月	リハマネ(B)イの要件に加えて厚生労働 省へのデータの提出と情報の活用
短期集中リハビリテーション実施加算	200 単位/日	退院・退所または認定日から 起算して 3 月以内。 概ね週 2 日以上のご利用で算定
未実施減算	-50 単位/回	事業所の医師が、リハビリ計画の作 成に係る診療を行わなかった場合 に減算
要支援者の長期減算	- 5 単位/回	介護予防訪問リハの利用を開始した日 の属する月から起算して 12 ヶ月を超え て行う場合、減算
移行支援加算	17 単位/日	訪問リハ終了後、通所介護等を実施し た割合が 5 %を超えていることなど、要 件を満たした場合、全員につく加算
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	6 単位/回	勤続 7 年以上の者が 1 人以上
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	3 単位/回	勤続 3 年以上の者が 1 人以上

* R3 年 9 月末までは、新型コロナウイルス感染症に対応するための評価として**基本報酬 0.1%上乗せ**となります。(概ね 310 単位)

* 要支援者はリハマネが基本報酬に包括されるため、リハマネ算定項目なし

* 訪問回数は**週 6 回**が限度。但し、退院・退所から 3 ヶ月以内は**週 12 回**を限度となります

* 上記の単位数に 10.33 (単価 10 円×地域区分割合 1.033) をかけた数から前記の数に 90% (2 割の方は 80%、3 割の方は 70%) をかけた数を引いたものが自己負担となります。

* 作業活動などや自助具の作成などに必要な物品を使用した場合は実費を申し受ける場合がございます。